

# かわる 制度

22

# わがる 制度

## (1) 支援費制度がスタートして2カ月

2カ月がたちました。

3月下旬からの受給者証の交付……、4月から  
の事業所との契約、その中で、重要事項説明書の  
中身を確認したり、契約書にサインをしたり……。  
こうして、とりあえず、一息ついたところかもし  
れません。

皆さんの地域ではどのような状況でしょうか？  
おそらく、100の市町村があれば、全く違った  
100通りの風景が展開されていると思います。

## (2) 市町村によってまちまち？

使われ方や、支給決定のされ方等々、その解釈  
や基準は、おそらく市町村によって、ずいぶん差  
が出ていると思います。

例えば、ホームヘルプサービス。

「家に出向いての介護でなければ、認められま  
せん」

「家族の方が見られるのなら、支給は必要ない

のでは」

「これまで利用してきた方の支給は落とせない  
ので、新規の方には、なかなか、予算の関係で、  
それほど支給できません」

「うちの村では、予算との兼ね合いもあるので、  
本当に重度の方に限らせてもらいます」

「お宅は、通所施設に通っているのです、それで  
十分ではないでしょうか？ さらに、ホームヘル  
プまでと言われても……」

そんなやり取りの中で、失望感を味わっている  
親御さんもうらっしゃると思います。

「結局、窓口でいろいろ言ってみても、担当者  
からダメと言われたら、どうしようもありません」  
こんな声も聞こえてきます。

## (3) 市町村も戸惑っている、

しかし、実施主体は市町村

「支給量の決定、どうして、Aさんの家庭は月  
20時間なのに、Bさんの家庭は月100時間なん  
だろう」

「ホームヘルプは、通所の終了した4時からで  
いいのか？ 5時からに限定すべきなのか？」

「家の掃除のほかに、あまりにも見栄えが悪い  
ので、庭の草刈りも少しくらいはしていいのか、  
いけないのか？」

「兄弟の誕生パーティーの付き添いのホームヘ  
ルプは認めていいのか、いけないのか？」

市町村の担当者は、悩むことばかりです。

まして、ホームヘルプサービスは高齢者介護保  
険が標準なので、それをそのままひっぱってきた  
ら、知的障害者には不都合なことばかりになっ  
てしまいます。

そして、誰も「これが正解だ」と教えてくれる  
人はいません。

心配なので、県や、国に問い合わせてみます。

国からは、「実施主体は利用者の事情に一番詳  
しい市町村なので、要綱にそって、市町村の判断  
でやってください」とげたを返されます。

結局、「この家庭には、このサービスが必要な  
んだ」そんな強い信念がもてないと、「やっぱり

「ダメ」ということになっておこうか」ということになってしまいます。

#### (4) 国の通知や要綱を

どう解釈していったらいいのか？

国は、制度を用意するとき、一応の標準として、要綱を作り、通知などを出します。

もちろん、全くいい加減に運用されても困りませんし、税金を使う以上明らかな不正があつては困ります。

しかし、それが絶対的な拘束力をもつかと言うと、むしろ、その要綱や通知を解釈して、利用者の生活の道具として一番使いやすいようにアレンジしていく市町村の判断のほうが大切だと言えます。

通知や要綱に、「……等」「原則として……」という記述があるときには、多くの場合、国の担当者も、断言しがたい中で悩んでいます。

「国としても、広い日本を考えたときに、言い切ってしまうわけにもいかない……」

「この部分は、『…等』、あるいは『原則として…』という表現にして、身近な市町村の解釈に委ねよう」こういった含みがあります。

#### (5) やはり、ケアマネジメントが必要

A町の担当者は理解があるので、認められた。

B市の担当者は、厳しく要綱通りで、どれもダメと言われた。

Cさんは、強く市に要望したため、市も根負けして、月120時間のホームヘルプの支給が実現した。

Dさんは、申請そのものがうまくできなかったので、月1時間の支給もなかった。

……  
こうした風景が、全国各地で展開されてしまっています。

しかし、ホームヘルプの支給量の決定に、数学の公式のようなものがあるわけではありません。

100人100様の暮らしの中で、絶対にこの使われ方であれば許されないという厳格なルー

ルがあるわけでもありません。

利用者の方を真ん中にして、市町村の担当者や、コーディネーターや、直接支援にかかわっている学校の先生や、通所施設の職員の方などが、ケア会議の中で、本人の希望にできるだけ沿うように、話し合つて、週のケアプランができる。

その中で、「やっぱり、ここのところは、こんな使い方のホームヘルプが必要だ」

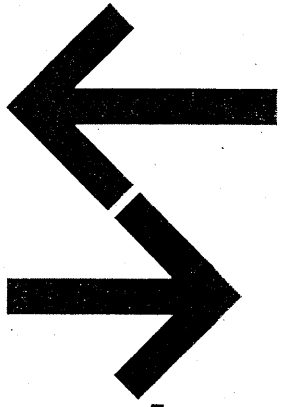
「この方には、こうしてみると、週々時間のホームヘルプと、月々日程度のショートステイは必要だ」

さまざまな関係機関の合意の中で、プランが見えてくる。

これが、とりあえず、一番自信を、強い信念をもって提示できるルールだと言えます。<sup>9</sup>

(北信圏域障害者生活支援センター 福岡 寿)

かわる  
制度



わかる  
制度

支援費制度、

市町村によって、まちまち

——本当のルールは……

《具体的支援サービスの役割》

オプションの部分 (代替、補充) (上乗せ等)	地方自治体の単独サービス(長野県・・・タイムケア) インフォーマルサービス 事業所独自の私的サービス(レスパイトケアサービス)	
個別支援計画部分	市町村がその家庭の介護の必要性を判断し、派遣決定するサービス ホームヘルプサービス A/B/C・・・個々の家庭によってそれぞれ独自だが 「休日月2回、本人支援外出、一回5時間」「週3回リハビリ通院、一回2時間」	
生活基盤の部分	《日中活動》 ・ 保育園、学校 ・ 通所、作業所 ・ テイサービス等 ※学齢期(障害児学童)放課後、長期休業等	《生活の場》 ・ 家庭 ・ グループホーム ・ アパート、单身等

